

羽曳野市子ども読書活動推進委員会傍聴要領（案）

制定 令和元年 月 日

（趣旨）

第 1 条 この要領は、羽曳野市子ども読書活動推進委員会設置規則（平成 25 年羽曳野市教育委員会規則第 3 号）第 8 条の規定に基づき、羽曳野市子ども読書活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第 2 条 傍聴人の定員は、3 人とする。ただし、推進委員会の会長（以下「会長」という。）において特に必要と認めたときは、傍聴人の数を減員し、又は増員することができる。

（傍聴の申請）

第 3 条 会議の傍聴をしようとする者は、あらかじめ市ウェブサイト等に掲載をした所定の方法により、申請しなければならない。

（傍聴人の決定）

第 4 条 傍聴の申請者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

（傍聴の受付）

第 5 条 傍聴人は、会議の開催前に、傍聴人名簿（様式第 1 号）に必要事項を記入しなければならない。

（傍聴席以外への入場の禁止）

第 6 条 傍聴人は、傍聴席以外の場所に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第 7 条 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗、のぼり又はプラカードの類を携帯している者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (4) 酒気を帯びている者

- 2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し、前項第1号から第3号までに掲げる物品を携帯しているか否かを質問することができる。
- 3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人が遵守すべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における意見に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
- (3) 携帯電話等の受信音などを出さないこと。
- (4) 会議の秩序を乱し、議事の進行の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録画、録音その他これらに類する行為をしてはならない。

(事務局職員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、次の場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が会議を公開しない旨の宣言をし、傍聴人の退場を命じたとき。
 - (2) 傍聴人がこの要領に違反したことに対する会長の命令に従わないとき。
- 2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることはできない。

附 則

この要領は、令和元年 月 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

